

TBLで著作権および 自動公衆送信を学ぶ



日本大学薬学部

小林 宏司, 張替 直輝,
三宅 宗晴, 板垣 正

日本大学理工学部

高梨 俊一



日本大学薬学部について

日本大学

創立から127年 16学部 学生数 約67,000名

薬学部

6年制薬学科のみ 学生数 約1,600名

薬学部初年時の情報教育

- 学内ICT環境接続講習会(90分×2)
- 情報リテラシー(90分×8)
WORD, EXCEL＋グループワーク
- 自主創造の基礎1(全学共通科目 90分×4)
PowerPoint＋グループワーク

本TBL実施のきっかけ

平成25年度 FDのための情報技術研究講習会

神奈川大学大学院 中村壽宏先生

コンテンツ作成に際して気をつけたい
高等教育における著作物の利用

High education & copyright copyright law n.35

<https://prezi.com/aw0t994vmp66/high-education-copyright/>

薬学部内の教員への周知が必要

平成26年度第2回FD講演会(演者:高梨俊一)

学生への周知も必要(H27～)

講義内容を撮影する学生

[背景]

- 板書が苦手、高校まで経験がない学生の増加
- デジタルカメラの高性能 & 低価格化
- スマホカメラ機能の高精細化
- デジタル画像の取り扱いが簡便である。



撮影の問題点



[教育の観点]

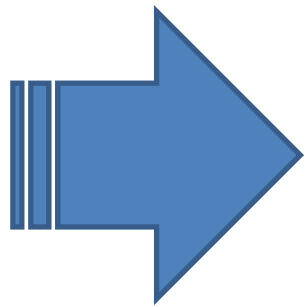
- 学修能力 & 意欲の低下
撮影した画像をいつでも確認できる安心感。

[法の観点]

- 著作権の侵害(著作権法第30条でOK?)
講義スライドの多様化 & 高精細化。
- **公衆送信権の侵害**
クラウドシステムへのデータ共有によって生ずる
著作権者への許諾なき配信行為。

簡単に撮影をしてしまう原因

- 撮影は自由である？
巷に氾濫する画像を常に目にしている。
- みんながやっていることであるから大丈夫？
著作権法が親告罪であることを知らない。
- 法の本質を知らない
受験に特化した中学・高校における教育。



倫理感が希薄

実施科目について

科目名	情報リテラシー
主な内容	①ネットワークを利用した情報収集方法。 ②課題「塩と砂糖の混合物をどのように分離するか」について、グループワークを行い、各自PCでレポートを作成する。
科目分類	総合教育科目（必修）
単位数	1単位（90分授業×8コマ）
設置学期	1年次前期
受講者数	約260名（約130名×2クラス）
担当者	教員4名，技術系職員1名，TA8名

T B L の授業について

- グループワークを実施する他の科目と連携し、学生8～9名を1グループとして、約130名の各クラスを16グループに分割。
- 授業は8グループ毎に実施した。(受講者約65名)
- 事前学習資料を配布し、反転学習の形式で実施。資料は、科目専用のLMSコースにも掲載。
- 課題は4題設定し、回答は5択からの選択とした。
- 回答方法は、個人⇒グループ⇒個人の順とした。
- 回答終了後、各課題についての解説を行った。

教育資源

- 個別回答を受けるクリッカー
デジタルナレッジ社の「Clica」のHPを使用
- 個人回答は各学生のPCから行う。
本科目では、各学生の個人所有のPCを使用
- グループ回答用の札(①～⑤)
- 課題提示用のPC
- Clica 設定用のPC
- 教室に設置したプロジェクター & WiFi

Clica（クリカ）



アンケート回答



理解度チェック

事前学習資料

- TBLについて、法律について
- インターネットにおける情報の発信と閲覧について
- 情報と著作権について
- 著作権法第1条について
- 著作権法第30条について
- 著作権法第30条の除外項目について
- 著作権法第35条について
- 自動公衆送信とは
- 関連リンク

問 1 スマホで授業の写真撮る

K君が授業中、スマホで授業のスライドを撮影していたところ、先生から声をかけられました。
なぜでしょうか？



問2 SNS, LINEでの写真共有

学生が撮影を終え、スマホの操作をしています。
どうも、LINEに写真を載せているようです。
この行為を行うと写真の所在はどうなるでしょうか？



問3 LINEでの写真共有は犯罪か？

学生が写真をLINEに載せたようです。

先生が学生に、「その写真をLINEの載せることは、犯罪になるよ。」と注意します。

学生は、「みんなやっていることから大丈夫だよ。」と答えました。

果たして、どちらが正しいのでしょうか？



問4 授業における著作権

「著作権者から訴えられると、有罪は確実だよ。」と先生から言われて、K君は納得しましたが、「じゃあ、授業をしている先生たちは、なぜ、著作権侵害で訴えられないの？」と聞き返しました。



講義の進行

- ① スクリーンに課題が提示される。
- ② Clica 画面に表示された選択肢から個人の考えを回答する。(Personal Answer 1: **P1**)
- ③ グループ内で討論する。
- ④ 札を使って、グループの回答を示す。
(Group Answer: **G**)
- ⑤ グループ間および受講者全体で討論する。
- ⑥ 個人の考えを再度 Clica に回答する。**(P2)**
- ⑦ 課題について、出題の意図と解説を聞く。

問 1 選択肢と結果

- ① 学生が板書しないことが
気に入らなかった。
- ② 写真を撮っている学生が
嫌いだった。
- ③ シャッター音がうるさかった。
- ④ 原稿にある本からコピーした
図が入っていた。
- ⑤ 先生の機嫌が悪かった。

		P1	G	P2
①	A	6	0	8
	B	11	1	9
②	A	0	0	0
	B	2	0	1
③	A	3	0	4
	B	6	0	1
④	A	58	8	54
	B	44	7	5
⑤	A	0	0	0
	B	4	0	47

解説

先生が考えていること。

どれも間違いとは言いきれない。しかし、学生がこれからやろうとしていることを予想して、犯罪者になることを未然に防ぐため声をかけた。

ということで、

選択肢④

が最適と考えられる。

問 2 選択肢と結果

- ① 写真は自分のスマホだけに残る。
- ② 写真はLINEを見たスマホにコピーされる。
- ③ 写真はLINEのサーバーにコピーされる。
- ④ 写真は全てのスマホにコピーされる。
- ⑤ 写真はLINEを見たスマホの間を移動する。

		P1	G	P2
①	A	0	0	0
	B	1	0	0
②	A	3	0	1
	B	0	0	1
③	A	60	8	64
	B	57	8	60
④	A	1	0	0
	B	2	0	1
⑤	A	3	0	0
	B	5	0	2

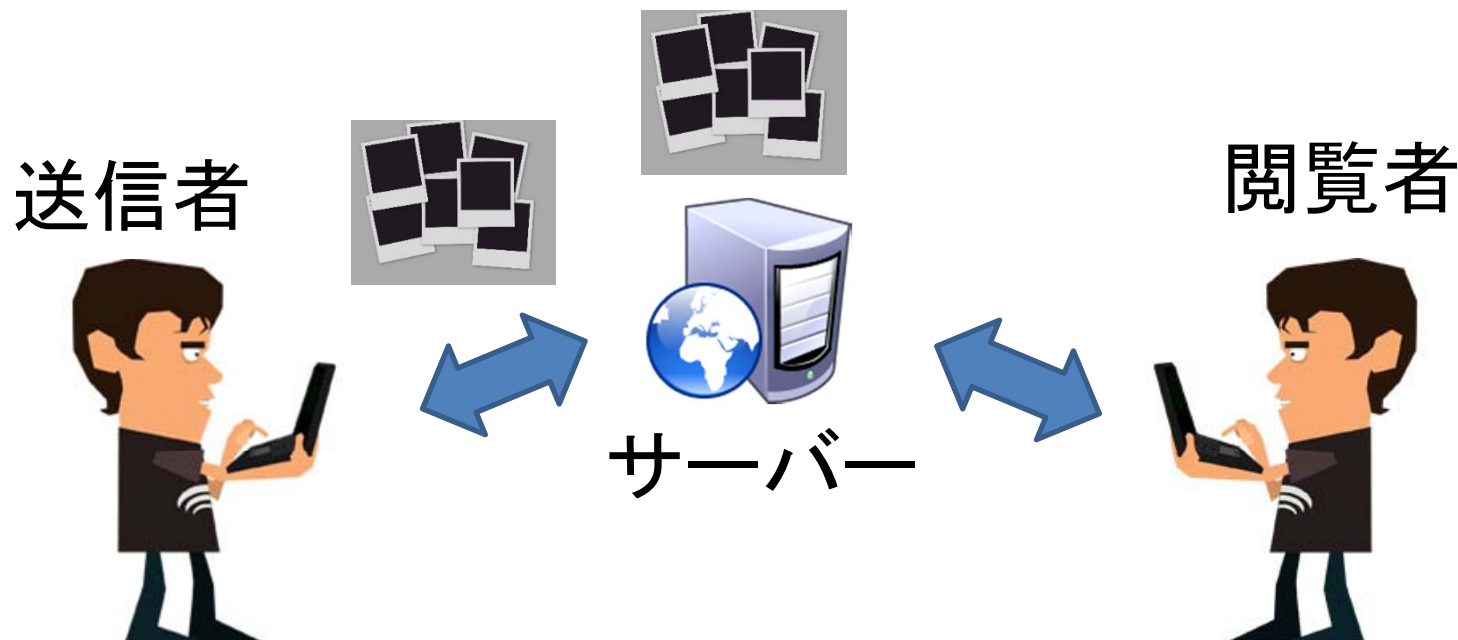
解説

SNS, LINEでの写真共有とは

SNSやLINEに写真を載せる。

= 写真をサーバーにコピーする。(選択肢③)

⇒ 自動公衆送信を可能化する。



問3 選択肢と結果

- ① みんなやっていることだから大丈夫だ。
- ② みんなの役に立っているから大丈夫だ。
- ③ 著作物の写った写真を著作権者の許可なくLINEに載せると犯罪になる。
- ④ 誰かがLINEでこの写真を見ると犯罪になる。
- ⑤ 授業の内容だから大丈夫だ。

		P1	G	P2
①	A	2	0	0
	B	1	1	6
②	A	0	0	0
	B	4	0	8
③	A	55	8	57
	B	53	4	45
④	A	7	0	9
	B	5	3	3
⑤	A	1	0	0
	B	1	0	0

解説

公衆送信権の侵害

学生が撮った写真（著作物）がサーバーにアップロード（蓄積）された段階で自動公衆送信可能化とみなされる。この時、著作物を著作者の許諾を受けていない場合は、**公衆送信権の侵害**にあたる。

犯罪

この場合、著作者から訴えを起こされると、確実に有罪です。なお、「法律を知らなかった。」と言っても通用しない。

解説

インターネットにおける 情報の公開と閲覧

- 情報の公開（見せる）
情報を不特定多数に開示し、発信を行う行為であるから相応の責任を負うことになる。違法な情報を開示、発信すると罰せられる。SNSやLINE等へのアップロードも含まれる。
- 情報の閲覧（見る）
公開されている情報を見るまで、内容が違法であるかどうか判断できないため、罰せられる可能性はほとんどない。ただし、閲覧する内容が違法であることが判っている場合や自らの記憶装置に違法な内容を保存した場合は、2次使用の可能性があるので罰せられる。

問4 選択肢と結果

- ① 全ての著作権者から使用許諾を受けている。
- ② 不正使用が見つからなければ、大丈夫。
- ③ 授業は、著作権法第35条の例外事項にあてはまるため、制限付きではあるが大丈夫。
- ④ 購入した本からコピーしたから大丈夫。
- ⑤ 教科書に指定しているから大丈夫。

		P1	G	P2
①	A	0	0	0
	B	2	0	7
②	A	0	0	0
	B	2	0	2
③	A	64	8	66
	B	50	6	44
④	A	1	0	0
	B	3	1	1
⑤	A	0	0	0
	B	7	1	9

解説

授業における著作権

学校等の教育機関で授業に使う資料については、必要と認められる限度において、著作者に無許諾でのコピーや**公衆送信**（LMS掲載含）することが可能です。（著作権法第35条）

ただし、以下のような著作権者に余りに不利益になるような使用は許されません。

- 例えば、
受講者数を超える大量のコピーを作ること。
- 学生に購入させていない本の大部分をコピーして提示、配布すること。

講義終了時アンケートの回答について

- 講義スライドを撮影していて、教員から咎められた原因がはっきりした。
- 撮影行為等は、マナー違反だけでなく法に抵触する場合があることが分かった。
- これまで、気楽に行っていた写真のアップロードについて、今後は良く考えて行うようにしたい。
- アップロードされた写真の所在がはっきりした。
- みんなやっていることだから大丈夫ではなく、自分で考え、判断することが重要であることが分かった。
- 教育上の著作権の例外事項が理解できた。

まとめ

- 最終的に集めたアンケートの内容からこのTBLの趣旨を学生に伝えることが出来たようである。
- TBLの手法は学生にとって新鮮であり、多様な意見が存在することを知るきっかけになったようである。そして、討論することの重要さに気づいたようであった。
- 薬学部の学生全員に周知するまでには至っていないので、今後もこのTBLを継続して実施する必要がある。